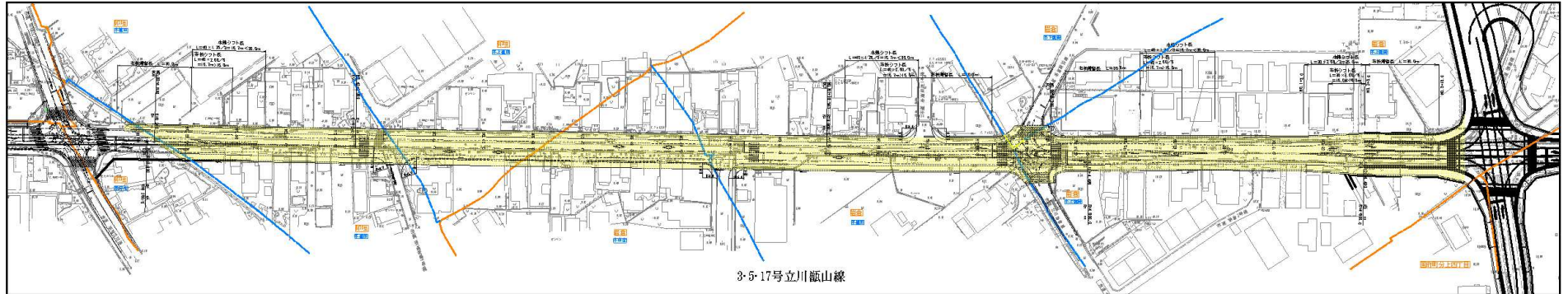


都市計画道路の事業着手に関するお知らせ

鳥取都市計画道路「立川甌山線」のうち右図の区間については、令和4年3月9日に都市計画法第59条第2項に規定する都市計画事業の認可を国土交通大臣から受け、都市計画道路の整備に着手します。

また、都市計画事業の認可に伴い計画地内の土地建物等を鳥取県知事以外に有償で譲り渡す場合には、同法第67条の規定により、施行者である県に届け出なければなりません。



1 都市計画事業の内容

- (1) 施行する都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・17号立川甌山線
- (2) 施行者の名称
鳥取県
- (3) 施行する事務所の所在地
鳥取市立川町六丁目176番地
- (4) 事業地の所在
鳥取市立川町六丁目、卯垣、岩倉地内

2 届出の方法及び制限内容等

- (1) 届出の方法
土地建物等の所在地、予定価格及び譲り渡そうとする相手方等を、定められた様式に記載して提出してください。
- (2) 県との売買の成立
届出後30日以内については、県は届出のあった価格で買い取ることができます。
- (3) 譲渡できない期間
届出から30日以内又は県が買い取らないことを通知する日までは、土地建物等を譲り渡すことはできません。
- (4) 罰則等
届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した場合は、罰せられることがあります。

なお、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

鳥取市立川町六丁目176番地 鳥取県土整備事務所計画調査課

(電話) 20-3613

都市計画道路事業用地内の土地の補償に関するお知らせ

鳥取都市計画道路「立川甌山線」は、令和4年3月9日に都市計画法第62条第1項の規定に基づき、事業認可の告示がされました。

この日以降は、都市計画法第71条第1項の規定により、一年ごとに土地収用法第26条第1項の事業認定の告示があったものとみなされます。本事業地内の土地については土地収用法による次の効果が発生しておりますので、お知らせします。

- 1 土地代金等土地に関する補償金は前記事業認定の告示があったとみなされる日（令和4年3月9日、以後一年経過ごとに再度事業認定があったものとする日）の価格を基準日として算定します。
- 2 事業認可の告示のあった令和4年3月9日以後に土地や物件について新たに権利を取得された方は、既存の権利を継承された方を除き、補償金を受けることはできません。
- 3 事業認可の告示のあった令和4年3月9日以後に土地の形質を変更したり、建物等を新築、又は改築をするときは、あらかじめ鳥取市長の承認を受けた場合を除いて、その部分の補償を受けることができません。
- 4 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方（抵当権者等は除く。）が、起業者（鳥取県）に対し裁決申請を請求することにより早期に補償額を確定させることができます。
- 5 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方（抵当権等は除く。）は、起業者（鳥取県）に対して裁決申請の請求と併せて補償金の支払請求をすることができます。
- 6 土地を所有される方又は土地所有権以外の権利をお持ちの方が、早期に移転等を希望される場合は、鳥取県収用委員会に対して明渡し裁決の申立てをすることにより、早期に補償を受けることができます。
- 7 詳細については、土地収用法の各条項を参照していただくか、下記連絡先へお問い合わせください。

鳥取市立川六丁目176番

鳥取県土整備事務所用地課

（電話）20-3623